

第359回常議員会並びに第145回通常議員総会 次第

1、日 時 令和5年3月22日（水）15時00分～

2、場 所 ホテル竹島 コンベンションホール（2階）

3、議 題

議案第1号 第Ⅲ期アクションプランに関する件

議案第2号 令和5年度

1. 事業計画並びに一般会計収支予算承認に関する件
2. （特別会計）中小企業相談所収支予算承認に関する件
3. （特別会計）会館運営会計収支予算承認に関する件
4. （特別会計）労働保険事務組合収支予算承認に関する件
5. （特別会計）共済事業収支予算承認に関する件
6. （特別会計）退職給与積立金収支予算承認に関する件
7. （特別会計）産業力向上支援事業収支予算承認に関する件
8. （特別会計）コワーキングスペース運営事業収支予算承認に関する件
9. （特別会計）専門アドバイザー支援事業収支予算承認に関する件
10. （特別会計）一店逸品発掘事業収支予算承認に関する件

議案第3号 小規模企業振興委員の委嘱に関する件

議案第4号 小規模事業者経営改善資金審査委員の委嘱に関する件

議案第5号 本所定款の一部改正に関する件

議案第6号 本所就業規則、給与規程の一部改正に関する件

議案第7号 本所育児・介護休業規程の廃止と新規程に関する件

議案第8号 会員加入承認に関する件

議案第9号 常議員1名補充選任に関する件

4、報告事項

- (1) 健康経営優良法人2023（ブライト500）の認定について
- (2) 令和5年度蒲郡市に対する各種施策要望の回答書について
- (3) 景況調査（10月～12月）について
- (4) 会館会議室の予約システムについて
- (5) 三河観光GON 家康公グルメ第2弾について
- (6) 適正な価格転嫁の実現に向けた取組について
- (7) 参与の変更について
- (8) コワーキングEGG利用規則の一部改定について
- (9) 議員の職務を行う者の異動について
- (10) その他

***** 常議員会並びに議員総会日程 *****

- | | |
|--------------|-------------|
| ・議案審議並びに報告事項 | 15:00～16:15 |
| ・蒲郡市長の講演会 | 16:25～16:50 |
| ・懇親会 | 17:00～18:30 |

議案第1号

第Ⅱ期（令和2年度～令和4年度）アクションプラン

～蒲郡 INNOVATION HUB を目指して～

～蒲郡DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進～



《Mission 1》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	
計画的な経営をサポート	・「ビジナビ」経営サポートの強化 需要を見据えた計画的な経営を伴走型でサポート	経営課題にチャレンジする会員企業の経営計画・経営革新計画策定及び実施を継続的に支援することにより、会員企業の経営基盤の強化・経営力の向上を図る。	▶経営計画、事業計画策定支援 経営計画策定セミナーを開催するとともに経営指導員による経営状況分析、商圏分析、事業計画策定、計画策定後フォローアップの実施支援 ▶「ビジナビ」経営相談及び専門家派遣の実施 専門家による定例個別相談及び専門家派遣による支援強化	事業計画策定支援件数 44件4人×11件	事業計画策定支援件数 48件4人×12件	事業計画策定支援件数 52件4人×13件	事業計画策定支援件数 144件
				実績 94件	実績 58件	実績 77件【2/29】	229件 達成率 159%
創業・新事業展開をサポート	・創業支援事業の強化 創業支援機関との連携体制により創業者を伴走型でサポート ・オープン・イノベーション推進事業 コワーキングEGGを核としたイノベーションの促進	地域における連携した創業支援体制を強化し、地域産業の新たな担手の創出・育成を目指す。 新たな事業展開を目指す起業家・会員企業同士の情報交換・共有、人脈形成を活性化させ、新製品・新サービス創出による地域のイノベーションを促進する。	▶がまごおり創業塾・創業支援セミナーによる創業計画のブラッシュアップ支援 ▶人脈形成・情報交換の促進の場として、がまごおり創業倶楽部の運営 ▶創業融資制度、補助金制度等活用支援 ▶がまごおり創業支援ネットワークによる創業支援機関との連携強化 ▶起業家・会員企業の交流・連携によるコワーキングEGGの運営 ▶EGGセミナー、交流会、ビジネスプラン発表会等の開催により、新事業展開、新製品・サービス創出を支援	創業件数 15件	創業件数 15件	創業件数 15件	創業件数 45件
				実績 14件	実績 12件	実績 27社【2/28】	53件 達成率 118%
経営基盤強化をサポート	・福利厚生支援 安定した企業経営を確立するため従業員・経営者に対する福利厚生の充実を支援 ・販路開拓支援事業の実施 新商品開発を促進するとともに販路開拓・拡大を支援	会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題を、総合的に支援。 新たな販路の開拓・拡大支援することにより、会員企業の経営課題の解決の促進及び経営基盤強化を図る。	▶労働保険事務組合による事務代行の実施 未手続事業所に対する加入勧奨・事務代行の促進及び専門家個別相談の実施 ▶共済制度による福利厚生支援の強化 福利厚生の充実を図るため、各種共済制度加入促進の実施 ▶販路開拓・拡大に係る補助金活用・申請支援 小規模事業者持続化補助金、蒲郡市販路拡大補助金他の活用を支援 ▶新商品開発・販路開拓支援事業の実施 新商品等の展示会・即売会を通じたマーケティング機会の提供 ▶一店逸品発掘事業の実施 逸品を広く紹介する「おらがの店じまん」パンフレット作製及び広報宣伝の実施 ▶商談会・展示会への出展支援の強化 地域連携商談会、展示会への出展支援及び海外展開販路開拓の支援 ▶商品・サービスのプロモーション支援 プレスリリース活用及びビジネスポータルサイトによるインターネット活用支援	新規委託 事業場数8件 新規加入者数 400名	新規委託 事業場数10件 新規加入者数 450名	新規委託 事業場数12件 新規加入者数 500名	新規委託事業場数 30件 新規加入者数 1,350名
				実績 事業場数5件 加入者数▲62件	実績 事業場数10件 加入者数▲216件	実績 事業場数12件	事業場数27件 90.0%
人財力向上をサポート	・人材マッチング支援事業の強化 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人材確保を支援 ・人材育成支援事業の強化 階層別・分野別セミナーを充実させ企業の人材育成を支援	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため。 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人財力の向上を図る。	▶BCP策定支援 BCP策定セミナーの開催 専門家による策定個別相談及び専門家派遣による支援強化 ▶就活サイトの運営及び合同企業説明会の開催に加え企業研究フェアの開催等、蒲郡商工会議所学生就職情報センター事業の充実 ▶モグジョブ、マジカフェの活用促進 ▶G.アカデミー人材育成セミナー・Webセミナーの活用促進 ▶東三河産業アカデミーセミナーの相互利用の促進	セミナー開催数 1回	セミナー開催数 1回	セミナー開催数 1回	セミナー開催数 3回
				実績 0回	実績 1回	実績 0回	1回 達成率 33.3%
人財力向上をサポート	・人材マッチング支援事業の強化 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人材確保を支援 ・人材育成支援事業の強化 階層別・分野別セミナーを充実させ企業の人材育成を支援	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため。 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人財力の向上を図る。	▶就活サイトの運営及び合同企業説明会の開催に加え企業研究フェアの開催等、蒲郡商工会議所学生就職情報センター事業の充実 ▶モグジョブ、マジカフェの活用促進 ▶G.アカデミー人材育成セミナー・Webセミナーの活用促進 ▶東三河産業アカデミーセミナーの相互利用の促進	登録企業数 30件	登録企業数 30件	登録企業数 30件	登録企業数 90件
				実績 37件 123%	実績 27件 90%	実績 26件【2/28】	90件 達成率 100%
人財力向上をサポート	・人材マッチング支援事業の強化 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人材確保を支援 ・人材育成支援事業の強化 階層別・分野別セミナーを充実させ企業の人材育成を支援	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため。 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人財力の向上を図る。	▶G.アカデミー人材育成セミナー・Webセミナーの活用促進 ▶東三河産業アカデミーセミナーの相互利用の促進	開催数60回 WEB視聴数 3,000回	開催数60回 WEB視聴数 3,000回	開催数60回 WEB視聴数 3,000回	開催数180回 WEB視聴数 9,000回
				実績 72回 4,769回	実績 87回 3,422回	実績 80回 4,039回【2/28】	12,230件 達成率 135%

第Ⅱ期（令和2年度～令和4年度）アクションプラン

～蒲郡 INNOVATION HUB を目指して～

～蒲郡DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進～



《Mission 2》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ヘルスケア産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 働く人の健康づくりの推進 『健康宣言企業 200社』を目標として健康宣言企業に対するサポート事業の実施 アンチエイジングサービス事業化の促進 健康的なライフスタイルを提案するフェアの開催、体験型プログラムの提供 	従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する地域企業を支援し、そのニーズを把握することにより、地域企業の生産性向上及び地域における『働く人の健康づくり』の市場化を目指す。 蒲郡のロケーションを活かした癒し・アンチエイジング・健康的なライフスタイルを広く提案し、癒し・アンチエイジング・健康に関わるサービス事業者の事業展開の推進及び新たなサービスの創出を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 『健康宣言企業 200社』を目標に、健康づくりセミナー、健康経営セミナーを開催 健康宣言企業に対するサポートとして、健康経営アドバイザー派遣、生活習慣病予防健診の利用促進 協会けんぽ、蒲郡市等との連携したサポート体制を展開 蒲郡での健康的なライフスタイルを提案する『健康デザインフェス』を開催 健康をデザインする体験型プログラムの提供 ロケーションを活かしたヘルスケアツーリズムの推進 	健康宣言企業数:130社	健康宣言企業数:160社	健康宣言企業数:200社	健康宣言企業数: 200社
				実績	実績	実績	実績
観光産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 蒲郡シティセールスプロジェクトの推進 ロケ誘致と蒲郡グルメの展開により蒲郡の魅力を広く発信 着地型観光の推進 地域性を活かした体験交流型プログラムの提供及び情報発信の支援 	「蒲郡グルメの開発」や「ロケ誘致」等を通じて、蒲郡の様々な魅力を広く国内外へ発信する体制を整備し、観光交流人口の増加と地域の活性化を目指す。 地域の魅力を活かした体験型プログラムを効果的に情報発信し、観光交流人口・観光入込客数の増加を図り、着地型観光の定着を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> グルメ開発分野：「ガマゴリうどん」認定店制度、パッケージ商品の展開を通じた「ガマゴリうどん」の更なる認知度向上及び新たなご当地グルメに開発検討 ロケ誘致分野：蒲郡ロケーションサービスによるロケ誘致、ロケ協力施設等の受入体制の整備及びロケツーリズムの検討 M I K A W A de じゃんだらりんの推進 蒲郡市の魅力を活かした健康プログラムの定着を推進 市内の観光事業者や市民と広域の観光事業者や団体との連携を推進 	メディア掲載回数:60回	メディア掲載回数:60回	メディア掲載回数:60回	メディア掲載回数: 180回
				実績	実績	実績	実績
地場産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 産地プロモーションの推進 地域の展示会開催や国内外展示会出展支援等による地域の繊維・ロープ産地のPR及び販路開拓 	地域における展示会開催や国内外展示会出展により、産地の広報宣伝及び産地企業の相互交流を図り、地場産業である繊維・ロープ産業の活性化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 三河産地ロゴの統一展開の検討 三河産地ポータルサイトによるPR 繊維総合展示会『テックスビジョンミカワ』開催による地域における三河産地PR 国内外の展示会出展支援による三河産地PR及び販路開拓 産地内・産地間交流による新たな業者連携の促進 市場ニーズ・消費者トレンドを取り入れた商品開発の促進 	展示会・商談会出展事業者数:30社	展示会・商談会出展事業者数:30社	展示会・商談会出展事業者数:30社	展示会・商談会出展事業者数:90社
				実績	実績	実績	実績
地域の中核産業の成長促進	<ul style="list-style-type: none"> オープン・イノベーションの促進 AI・IoT等の最新動向・技術の把握と導入支援、商談会参加支援等による販路開拓推進 	AI・IoT等の最新動向・技術を調査し、併せて諸団体・研究機関との連携を深め、情報交換や研修会を積極的に行い地域中核産業の振興に供する。	<ul style="list-style-type: none"> ものづくり企業の加工技術や生産方式等、実務に直結した内容のセミナーを開催すると共に専門家派遣による課題解決を支援し、生産効率向上、販売力強化、経営安定化を推進 先端技術工場、先端製品展示会への視察を実施し、AI・IoT等の最新の業界動向調査および最先端技術を把握し、競争力強化を推進 展示商談会・マッチングサイト等への参加支援による販路開拓、事業連携の推進 蒲郡のものづくりを担う若手人材の採用支援 	セミナー開催数:1回	セミナー開催数:1回	セミナー開催数:1回	セミナー開催数:3回
				実績	実績	実績	実績
インフラ整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 物流・人流活発化に向けたインフラ整備促進 蒲郡市の東西・南北を結ぶ幹線道路と港湾機能の整備促進 	蒲郡市の東西・南北を結ぶ幹線道路と港湾機能の整備促進を図り、産業の基盤づくりと新たな企業等の誘致促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 国道23号蒲郡バイパス、国道247号中央バイパス4車線化、大塚金野線、国道473号等の整備促進 三河港蒲郡地区の-11m岸壁、後背地整備等港湾機能の整備促進 企業用地確保と産業空洞化対策の促進 ヘルスケア産業集積の中核施設誘致の検討 	要望件数:12回	要望件数:12回	要望件数:12回	要望件数:36回
				実績	実績	実績	実績
まちなかの賑わい・活性化	<ul style="list-style-type: none"> がまごおり海辺のまちづくりの促進 『観光交流立市』の玄関口に相応しい利便性の高い蒲郡駅周辺・海辺のまちづくりの検討 	「観光交流立市」蒲郡市の玄関口に相応しい利便性の高い蒲郡駅周辺や人々の往来で賑わうみなとオアシスエリア・竹島周辺など『がまごおり海辺のまちづくり』の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 蒲郡駅～みなとオアシスエリア～竹島エリアのハード・ソフトの整備促進 蒲郡の海岸線に沿ったマリンロード整備の研究 『がまごおり海辺のまちづくりビジョン』の検討 先進地域の視察 	-	-	-	『がまごおり海辺のまちづくりビジョン』の策定
				-	-	-	-

第Ⅱ期（令和2年度～令和4年度）アクションプラン
～蒲郡 INNOVATION HUB を目指して～



《Mission 3》

～蒲郡DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進～

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	
組織力の向上と財政基盤の安定化を図る	・ 会員サービス向上に向けた事務局体制・会員組織の強化及び会館利便性の向上 各種交流会の実施や事務局機能・情報発信機能の強化、会議室の利便性の向上	事務局体制や会員組織の強化を図ると共に会館の利便性向上により総合的な会員サービスを向上させる	▶会員相互の交流促進および意見交換機会の拡大 異業種・入会3年以内・女性経営者など会員相互の交流を促進する交流会を開催 ▶事務局による情報発信機能の強化 会報・HP・メルマガ・SNS・プレスリリースを活用した情報発信機能の強化 ▶主要会議室のLED化 ▶経理事務の効率化のためTOAS（商工会議所トータルOAシステム）の経理システムを導入検討のためPTを編成	交流会：2回 アクセス数：2% UP(80,000)	交流会：2回 アクセス数：2% UP(81,600)	交流会：2回 アクセス数：2% UP(83,200)	交流会：6回 会報リニューアル アクセス数：2%UP(83,200) 要会議室のLED化 システム導入PTの編成
				交流会0回 168,228アクセス 200%	交流会1回 124,305アクセス ▲22%	交流会3回 102,277アクセス 【3/12】	交流会4回 達成率67% アクセス数は100%以上 会館システム導入準備中
				組織率46%	組織率47%	組織率48%	組織率48%
				実績	実績	実績	実績
産・学・官の中心的役割を果たす	・ 会員企業の課題解決に向けた産・学・官ネットワーク体制の強化 地域内外の専門家、金融機関、大学等との業務提携、連携体制の構築	産業活性化を図るため、産・学・官との連携を強化し、情報の交換や研修を積極的に行ない産業振興に供して行く 会員企業の個別課題の具体的な解決を支援する	▶地元企業と大学との事業連携を支援 地元企業と大学との事業連携を視野に入れ、大学内施設見学会や講演会、交流サロン等を開催 ▶産学官金のネットワークの活用 民間企業、金融機関、大学、行政などの専門機関と会員企業のつながりの強化と、事業連携協定の推進 協定ネットワークを活用した事業の推進	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：6回
				0回	0回	0回	0回 達成率0%
				協定ネットワークの活用件数：10件	協定ネットワークの活用件数：10件	協定ネットワークの活用件数：10件	協定ネットワークの活用件数：30件
				実績	実績	実績	実績
地域活性化の仕組みづくりの基盤となる	・ 部会・委員会活動の活性化 地域のオピニオンリーダーとして地域活性化の先導的な役割を果たす	地域のオピニオンリーダーとして、地域活性化の先導的な役割を果たす	▶部会・委員会活動の活性化 業界毎の課題を抽出することを目的にした部会の活発化 地域の政策課題を明確化して提言活動へ繋げるため各種委員会の開催	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：3回以上 委員会の開催回数：3回以上
				各部会2回開催 委員会：中心市街地数回	各部会2回開催 委員会：中心市街地数回	各部会2回開催 委員会：中心市街地数回	部会6回、委員会 達成率100%以上
				産業振興協議会：3回	産業振興協議会：3回	産業振興協議会：3回	産業振興協議会：9回
				実績	実績	実績	実績
経営を一貫して支援する専門家集団を目指す	・ スピーディで的確な相談体制の構築 専門家集団との連携による高度な相談体制の構築と職員のスキル向上	会員企業の高度化、専門化が進む経営課題に対して専門的な相談に対応できる体制づくり	▶専門家集団との連携を強化 相談業務の効率化を目指し、税務・労務・法律・特許など専門家との連携を強化した相談ネットワーク構築の仕組みを検討 ▶専門知識習得のため職員の知識やスキル向上を支援 講習会への職員派遣、資格取得に向けた支援を検討	講習会への派遣・専門資格取得件数：20件	講習会への派遣・専門資格取得件数：23件	講習会への派遣・専門資格取得件数：26件	講習会への派遣・専門資格取得件数：69件
				25件	31件	32件	87件 達成率126%
				1回	1回	2回	4回 達成率67%
				実績	実績	実績	実績
グローバルな情報収集・分析能力を高め、新しいビジネスチャンスに貢献する	・ 国際展開に向けた支援体制の構築	会員企業に対する海外取引、国際展開における知識・情報の提供 会員企業の海外取引、国際展開への支援および情報提供	▶国際展開への競争力向上を支援 貿易証明取得のサポート 海外取引拡大の支援 国際ビジネス最新情報の発信	相談・支援件数：10先	相談・支援件数：10先	相談・支援件数：10先	海外取引拡大に向けた相談・支援件数：30先
				0先	28先	8先	36先 達成率120%
				実績	実績	実績	実績
				実績	実績	実績	実績

第Ⅱ期（令和2年度～令和4年度）アクションプラン

～蒲郡 INNOVATION HUB を目指して～

～蒲郡DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進～



《Mission 4》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	
「三河」地域の知名度やブランド力の向上	・三河地域での観光関係団体との連携強化および広域観光の推進 観光展・イベント・広域的な観光事業等への参加を通じた地域の魅力発信力強化	みかわ・蒲郡の知名度向上	▶三河観光GON事業により岡崎・西尾・蒲郡地区における広域観光の連携を推進 ▶MIKAWAde じゃんだらりん事業の支援 ▶愛知県東三河広域観光協議会・GOGO三河湾協議会への参画を通じ、観光展・イベントへの参加及び情報媒体への掲載による地域の魅力を発信	体験プログラム開催数：150回	体験プログラム開催数：150回	体験プログラム開催数：150回	プログラム開催数：総合計 450回
				実績	実績	実績	実績
				45プログラム	43プログラム	52プログラム	140プログラム 達成率 31.1%
東西三河で展開される広域連携事業の推進	・東西三河の経済団体との連携強化 展示会・講演会・視察会等への参画および会員企業への情報発信の強化	広域連携事業による人材育成・販路拡大・要望活動等の推進	▶東三河広域経済連合会・三河中央エリア経済会議への参画を通じ、会員企業への情報発信を強化することで会員企業の総合的な競争力強化を図る ・東三河産業アカデミーによる人材育成 ・健康な地域社会創造Pによる健康経営の推進 ・飯田線Pに赤い電車応援団と連携した新たな沿線普及活動 ・要望活動への参画 ・展示会、講演会、視察等への参加 ▶広域連携団体への参画による要望活動の実施 SENA、港湾関係団体、道路関係団体等の広域連携団体への参画を通じ、インフラ・港湾の要望活動を実施	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：650件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：800件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：1,000件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：1000件
				実績	実績	実績	実績
				598件	747件	817件 【2/28】	817件 達成率 81.7%

第Ⅲ期(令和5年度~7年度)アクションプラン

【 発信力 】



《Mission 1》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	
計画的な経営をサポート	・「ビジナビ」経営サポートの強化 需要を見据えた計画的な経営を伴走型でサポート	経営課題にチャレンジする会員企業の経営計画・経営革新計画策定及び実施を継続的に支援することにより、会員企業の経営基盤の強化経営力の向上を図る。	▶経営計画、事業計画策定支援 経営計画策定セミナーを開催するとともに経営指導員による経営状況分析、商圏分析、事業計画策定、計画策定後フォローアップの実施支援 ▶「ビジナビ」経営相談及び専門家派遣の実施 専門家による定例個別相談及び専門家派遣による支援強化	事業計画策定支援件数 56件4人×14件	事業計画策定支援件数 60件4人×15件	事業計画策定支援件数 60件4人×15件	事業計画策定支援件数 176件
				実績	実績	実績	実績
創業・新事業展開をサポート	・創業支援事業の強化 創業支援機関との連携体制により創業者を伴走型でサポート	地域における連携した創業支援体制を強化し、地域産業の新たな担い手の創出・育成を目指す。	▶がまごおり創業塾・創業支援セミナーによる創業計画のブラッシュアップ支援 ▶人脈形成・情報交換の促進の場として、がまごおり創業倶楽部の運営 ▶創業融資制度、補助金制度等活用支援 ▶がまごおり創業支援ネットワークによる創業支援機関との連携強化	創業相談件数 55件	創業相談件数 55件	創業相談件数 55件	創業相談件数 165件
				実績	実績	実績	実績
	・オープンイノベーション推進事業 コワーキングEGGを核としたイノベーションの促進	新たな事業展開を目指す起業家・会員企業同士の情報交換・共有、人脈形成を活性化させ、新製品・新サービス創出による地域のイノベーションを促進する。	▶起業家・会員企業の交流・連携によるコワーキングEGGの運営 ▶EGGセミナー、交流会、ビジネスプラン発表会等の開催により、新事業展開、新製品・サービス創出を支援 ▶東三河地域の支援機関等との連携による情報共有・交流機能強化	EGG利用登録件数 15件	EGG利用登録件数 15件	EGG利用登録件数 15件	EGG利用登録件数 45件
				実績	実績	実績	実績
・グリーンイノベーション推進事業	サーキュラーエコノミーの実装やカーボンニュートラル経営を推進することにより、環境負荷の低減に加え、循環型経済分野における地域企業のイノベーションを推進する。	▶サーキュラーエコノミー推進 専門家派遣等によりサーキュラーエコノミーの実装を目指す地域事業所を支援、地域内外の事業者が参加する共創コミュニティ運営による機運醸成とサーキュラーエコノミー分野における情報共有・マッチング機会の提供 ▶カーボンニュートラル推進 専門家派遣等により省エネ対策やカーボンニュートラル経営を目指す地域事業所を支援	支援件数 10件	支援件数 20件	支援件数 30件	支援件数 60件	
			実績	実績	実績	実績	
経営基盤強化をサポート	・福利厚生支援 安定した企業経営を確立するため従業員・経営者に対する福利厚生の充実を支援	会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題を、総合的に支援。	▶労働保険事務組合による事務代行の実施 未手続事業所に対する加入勧奨・事務代行の促進及び専門家個別相談の実施 ▶共済制度による福利厚生支援の強化 福利厚生の充実を図るため、各種共済制度加入促進の実施	新規委託事業場数 8件 新規加入者数 400名	新規委託事業場数 10件 新規加入者数 450名	新規委託事業場数 12件 新規加入者数 500名	新規委託事業場数 30件 新規加入者数 1,350名
				実績	実績	実績	実績
	・販路開拓支援事業の実施 新商品開発を促進するとともに販路開拓・拡大を支援	新たな販路の開拓・拡大支援することにより、会員企業の経営課題の解決の促進及び経営基盤強化を図る。	▶販路開拓・拡大に係る補助金活用・申請支援 小規模事業者持続化補助金、蒲郡市販路拡大補助金他の活用を支援 ▶新商品開発・販路開拓支援事業の実施 新商品等の展示会・即売会を通じたマーケティング機会の提供 ▶一店逸品発掘事業の実施 逸品を広く紹介する「おらがの店じまん」パンフレット作製及び広報宣伝の実施 ▶商談会・展示会への出展支援の強化 地域連携商談会、展示会への出展支援及び海外展開販路開拓の支援 ▶商品・サービスのプロモーション支援 プレスリリース活用及びビジネスポータルサイトによるインターネット活用支援	補助金申請件数 40件	補助金申請件数 40件	補助金申請件数 40件	補助金申請件数 120件
				実績	実績	実績	実績
				参加企業件数 15件	参加企業件数 18件	参加企業件数 20件	参加企業件数 53件
				実績	実績	実績	実績
				出品店舗件数 48件	出品店舗件数 50件	出品店舗件数 50件	出品店舗件数 148件
				実績	実績	実績	実績
取引見込件数 13件	取引見込件数 15件	取引見込件数 15件	取引見込件数 43件				
実績	実績	実績	実績				
プレスリリース支援件数 22件	プレスリリース支援件数 24件	プレスリリース支援件数 24件	プレスリリース支援件数 70件				
実績	実績	実績	実績				
人財力向上をサポート	・人材マッチング支援事業の強化 会員企業の従業員の採用から退職までに発生する経営課題に関して、総合的に支援することにより会員企業の人材力の向上を図る。 ・人材育成支援事業の強化 階層別・分野別セミナーを充実させ企業の人材育成を支援	▶就活サイトの運営及び合同企業説明会の開催に加え企業研究フェアの開催等、蒲郡商工会議所学生就職情報センター事業の充実 ▶モグジョブ、マジカフェの活用促進 ▶G.アカデミー人材育成セミナー・Webセミナーの活用促進 ▶東三河産業アカデミーセミナーの相互利用の促進	登録企業数 30件	登録企業数 30件	登録企業数 30件	登録企業数 90件	
			実績	実績	実績	実績	
開催数 60回 WEB視聴数 3,000回	開催数 60回 WEB視聴数 3,000回	開催数 60回 WEB視聴数 3,000回	開催数 180回 WEB視聴数 9,000回				
実績	実績	実績	実績				

第Ⅲ期(令和5年度~7年度)アクションプラン

【 発信力 】

《Mission 2》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	
ヘルスケア産業の創出	・働く人の健康づくりの推進 『健康宣言企業 200社』を目標として健康宣言企業に対するサポート事業の実施	従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する地域企業を支援し、そのニーズを把握することにより、地域企業の生産性向上及び地域における『働く人の健康づくり』の市場化を目指す。	・『健康宣言企業 200社』を目標に、健康づくりセミナー、健康経営セミナーを開催 ・健康宣言企業に対するサポートとして、健康経営アドバイザー派遣、生活習慣病予防健診の利用促進 ・協会けんぽ、蒲郡市等との連携したサポート体制を展開	健康宣言企業数:130社 実績	健康宣言企業数:160社 実績	健康宣言企業数:200社 実績	健康宣言企業数: 200社 実績
	・アンチエイジングサービス事業化の促進 健康的なライフスタイルを提案するフェアの開催、体験型プログラムの提供	蒲郡のロケーションを活かした癒し・アンチエイジング・健康的なライフスタイルを広く提案し、癒し・アンチエイジング・健康に関わるサービス事業者の事業展開の推進及び新たなサービスの創出を目指す。	・蒲郡での健康的なライフスタイルを提案する『健康デザインフェス』を開催 ・健康をデザインする体験型プログラムの提供 ・ロケーションを活かしたヘルスケアツーリズムの推進	事業化プロジェクト参画事業者数:60社 実績	事業化プロジェクト参画事業者数:60社 実績	事業化プロジェクト参画事業者数:60社 実績	事業化プロジェクト参画事業者数:180社 実績
観光産業の振興	・蒲郡シティセールスプロジェクトの推進 ロケ誘致と蒲郡グルメ等の展開により蒲郡の魅力を広く発信	官民連携体制による「蒲郡グルメの開発」や「ロケ誘致」等を通じて、蒲郡の様々な魅力を広く国内外へ発信し、観光交流人口の増加と地域の活性化を目指す。	・グルメ開発分野:「ガマゴリうどん」認定店制度、パッケージ商品の展開を通じた「ガマゴリうどん」の更なる認知度向上及び新たなご当地グルメに開発検討 ・ロケ誘致分野:蒲郡ロケーションサービスによるロケ誘致、ロケ協力施設等の受入体制の整備及びロケツーリズムの検討 ・ベンチアートプロジェクト:蒲郡のロケーションを活かし、生活の豊かさを感じる新たな滞在空間の創出	メディア掲載回数:60回 実績	メディア掲載回数:60回 実績	メディア掲載回数:60回 実績	メディア掲載回数:180回 実績
	・観光資源の魅力発信 地域性を活かした体験交流型プログラムの提供及び効果的な情報発信の支援	地域の魅力を活かした体験型プログラムを効果的に情報発信し着地型観光の定着を目指す。 SNS等を活用した魅力発信を推進して、観光入込客数の増加とともに宿泊・飲食業の売上向上を目指す。	・MIKAWAde遊び100の推進及び健康プログラムの定着を推進 ・蒲郡ガイドマップWebの有効活用およびSNS活用による新手法による魅力発信を推進 ・市内の観光事業者や市民と広域の観光事業者や団体との連携を推進	宿泊者数 22→30万人 実績	宿泊者数 30→40万人 実績	宿泊者数 40→48万人 実績	コロナ前2019年実績に回復 宿泊者数48万人 実績 ※観光協会のデータ
地場産業の活性化	・産地プロモーションの推進 地域の展示会開催や国内外展示会出展支援等による地域の繊維・ロープ産地のPR及び販路開拓	地域における展示会開催や国内外展示会出展により、産地の広報宣伝及び産地企業の相互交流を図り、地場産業である繊維・ロープ産業の活性化を目指す。	・繊維総合展示会『テックスビジョンミカワ』開催等による三河産地PR ・国内外の展示会出展支援による三河産地PR及び販路開拓 ・産地内・産地間交流による新たな業者連携の促進 ・市場ニーズ・消費者トレンドを取り入れた商品開発の促進	展示会・商談会 出展事業者数: 30社 展示会・商談会 取引見込件数: 150 実績	展示会・商談会 出展事業者数: 30社 展示会・商談会 取引見込件数: 150 実績	展示会・商談会 出展事業者数: 30社 展示会・商談会 取引見込件数: 150 実績	展示会・商談会 出展事業者 数:90社 展示会・商談会 取引見込件 数:450 実績
地域の中核産業の成長促進	・オープンイノベーションの促進 AI・IoT等の最新動向・技術の把握と導入支援、商談会参加支援等による販路開拓推進	AI・IoT等の最新動向・技術を調査し、併せて諸団体・研究機関との連携を深め、情報交換や研修会を積極的に行い地域中核産業の振興に供する。	・ものづくり企業の加工技術や生産方式等、実務に直結した内容のセミナーを開催すると共に専門家派遣による課題解決を支援し、生産効率向上、販売力強化、経営安定化を推進 ・先端技術工場、先端製品展示会への視察を実施し、AI・IoT等の最新の業界動向調査および最先端技術を把握し、競争力強化を推進 ・展示商談会・マッチングサイト等への参加支援による販路開拓、事業連携の推進 ・蒲郡のものづくりを担う若手人材の採用支援	セミナー開催 数:1回 課題解決支援企 業数:10社 実績	セミナー開催 数:1回 課題解決支援企 業数:10社 実績	セミナー開催 数:1回 課題解決支援企 業数:10社 実績	セミナー開催数:3回 課題解決支援企業数:30社 実績
インフラ整備の促進	・物流・人流活発化に向けたインフラ整備促進 蒲郡市の東西・南北を結ぶ幹線道路と港湾機能の整備促進	蒲郡市の東西・南北を結ぶ幹線道路と港湾機能の整備促進を図る。	・国道23号蒲郡バイパス、国道247号中央バイパス4車線化、大塚金野線、国道473号等の整備促進 ・三河港蒲郡地区の-11m岸壁、後背地整備等港湾機能の整備促進 ・企業用地確保と産業空洞化対策の促進 ・ヘルスケア産業集積の中核施設誘致の検討	要望件数: 12回 実績	要望件数: 12回 実績	要望件数: 12回 実績	要望件数:36回 実績
まちなかの賑わい・活性化	・がまごおり海辺のまちづくりの促進 『観光交流立市』の玄関口に相応しい蒲郡駅周辺・海辺のまちづくりの検討	『観光交流立市』蒲郡市の玄関口に相応しい利便性の高い蒲郡駅周辺や人々の往来で賑わうみなとオアシスエリア・竹島周辺など『がまごおり海辺のまちづくり』の実現を目指す。	・蒲郡駅~みなとオアシスエリア~竹島エリアのハード・ソフトの整備促進 ・蒲郡の海岸線に沿ったマリロード整備の研究 ・『がまごおり海辺のまちづくりビジョン』の検討 ・先進地域の視察	-	-	-	『がまごおり海辺のまちづくりビジョン』の策定

第Ⅲ期(令和5年度～7年度)アクションプラン

【 発 信 力 】

《Mission 3》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	
組織力の向上と財政基盤の安定化を図る	・ 会員サービス向上に向けた事務局体制・会員組織の強化及び会館利便性の向上 各種交流会の実施や事務局機能・情報発信機能の強化、会議室の利便性の向上	事務局体制や会員組織の強化を図ると共に会館の利便性向上により総合的な会員サービスを向上させる	・ 会員相互の交流促進および意見交換機会の拡大 異業種・入会3年以内・女性経営者など会員相互の交流を促進する交流会を開催 ・ 事務局による情報発信機能の強化 会報・HP・メルマガ・SNS（LINEを有効活用）・プレスリリースを活用した情報発信機能の強化 ・ 会館貸出のオンライン化を確立 ・ 貿易証明の発給業務のオンライン化を確立	交流会：2回 ユーザー数：100	交流会：2回 ユーザー数：200	交流会：2回 ユーザー数：300	交流会：6回 ユーザー数：300
	・ 組織的・計画的な会員増強による財政基盤の強化 会員拡大と退会防止に努め組織率50%を達成		地域総合経済団体としての存在意義を高める	・ 会員増強の推進 組織率50%達成を目指し、役員・議員・会員・職員が一体となった会員増強推進体制を構築 特定商工業者調査の実施	組織率46%	組織率48%	組織率50%
産・学・官の中心的役割を果たす	・ 会員企業の課題解決に向けた産・学・官ネットワーク体制の強化 地域内外の専門家、金融機関、大学等と業務提携、連携体制の構築	産業活性化を図るため、産・学・官との連携を強化し、情報の交換や研修を積極的に行ない産業振興に供して行く	・ 地元企業と大学との事業連携を支援 地元企業と大学との事業連携を視野に入れ、大学内施設見学会や講演会、交流サロン等を開催 会員企業の個別課題の具体的な解決支援に向けた産学官金のネットワーク強化	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：6回
地域活性化の仕組みづくりの基盤となる	・ 部会・委員会活動の活性化 地域のオピニオンリーダーとしての役割を果たす	地域のオピニオンリーダーとして、地域活性化の先導的な役割を果たす	・ 部会・委員会活動の活性化 業界毎の課題を抽出することを目的にした部会の活発化 地域の政策課題を明確化して提言活動へ繋げるため各種委員会の開催	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：1回以上 委員会の開催回数：1回以上	部会役員会議：3回以上 委員会の開催回数：3回以上
	・ 地域の将来像の共有化 蒲郡市産業振興協議会を通して、行政と地域経済活性化施策へのベクトルを合わせる	地域の将来像の共有化を図る	・ 行政や議会との意見交換、情報交換の場の設置 産業界の意見を集約して産業振興ビジョンを実現するための発言の場の設置 行政・議会と役員・議員との意見・情報交換会を開催	発言の機会数：4回	発言の機会数：4回	発言の機会数：4回	発言の機会数：12回
経営を一貫して支援する専門家集団を目指す	・ スピーディで的確な相談体制の構築 専門家集団との連携による高度な相談体制の構築と職員のスキル向上	会員企業の高度化、専門化が進む経営課題に対して専門的な相談に対応できる体制づくり	・ 専門家集団との連携を強化 相談業務の効率化を目指し、税務・労務・法律・特許など専門家との連携を強化した相談ネットワーク構築の仕組みを検討 ・ 専門知識習得のため職員の知識やスキル向上を支援 講習会への職員派遣、資格取得に向けた支援（受験費用負担や資格手当等）を検討	講習会への派遣・専門資格取得件数：20件	講習会への派遣・専門資格取得件数：23件	講習会への派遣・専門資格取得件数：26件	講習会への派遣・専門資格取得件数：69件
グローバルな情報収集・分析能力を高め、新しいビジネスチャンスに貢献する	・ 国際展開に向けた支援体制の構築	会員企業に対する海外取引、国際展開における知識・情報の提供 会員企業の海外取引、国際展開への支援および情報提供	・ 国際展開への競争力向上を支援 貿易証明取得のサポート 海外取引拡大の支援 国際ビジネス最新情報の発信	相談・支援件数：10先	相談・支援件数：10先	相談・支援件数：10先	海外取引拡大に向けた相談・支援件数：30先

《Mission 4》

取り組みの方向性	アクションプラン	目的	事業内容	目標			目標合計
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	
「三河」地域の知名度やブランド力の向上	・ 三河地域での観光関係団体との連携強化および広域観光の推進 観光展・イベント・広域的な観光事業等への参加を通じた地域の魅力発信力強化	みかわ・蒲郡の知名度向上	・ 三河観光GON事業により岡崎・西尾・蒲郡地区における広域観光の連携を推進 ・ MIKAWAde遊び100事業の支援 ・愛知県東三河広域観光協議会・GOGO三河湾協議会への参画を通じ、観光展・イベントへの参加及び情報媒体への掲載による地域の魅力を発信	参画事業所数：15事業所	参画事業所数：15事業所	参画事業所数：20事業所	参画事業所数：合計50事業所
東西三河で展開される広域連携事業の推進	・ 東西三河の経済団体との連携強化 展示会・講演会・視察会等への参画および会員企業への情報発信の強化	広域連携事業による人材育成・販路拡大・要望活動等の推進	・ 東三河広域経済連合会・三河中央エリア経済会議への参画を通じ、会員企業への情報発信を強化することで会員企業の総合的な競争力強化を図る ・東三河産業アカデミーによる人材育成 ・健康な地域社会創造Pによる健康経営の推進 ・飯田線Pに赤い電車応援団と連携した新たな沿線普及活動 ・要望活動への参画 ・展示会、講演会、視察等への参加 ・ 広域連携団体への参画による要望活動の実施 SENA、港湾関係団体、道路関係団体等の広域連携団体への参画を通じ、インフラ・港湾の要望活動を実施	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：900件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：950件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：1,000件	東三河全体における健康宣言(協会健保)件数：1000件

議案第2号

令和5年度

事業計画並びに収支予算書(案)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

蒲郡商工会議所

目 次

事業計画書

1. 基本方針 …………… 1
2. 事業項目 …………… 2～6

収支予算書

1. 予 算 総 括 表 …………… 7
2. 一般会計収支予算 …………… 8～10
3. (特別会計)中小企業相談所収支予算 …………… 11～14
4. (特別会計)会館運営収支予算 …………… 15～16
5. (特別会計)労働保険事務組合収支予算 …………… 17
6. (特別会計)共済事業収支予算 …………… 18～19
7. (特別会計)退職給与積立金収支予算 …………… 20

令和5年度 蒲郡商工会議所 事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

基本方針

新型コロナウイルス感染症は、第6波から第8波へと感染の波を繰り返す中、経済活動は再開されましたが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、世界的なインフレ、円安などにより、エネルギー関連の値上げや原材料、食品、生活必需品などの値上げも繰り返され、1年を通して社会・経済に大きな打撃を与えました。

このような状況において、本所では、新型コロナウイルス感染症の相談窓口の開設、事業者の相談に寄り添った伴走型支援、専門アドバイザーによる支援、前年に引き続いての3回目のワクチン職域接種を行い、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者への支援強化を行ってまいりました。

迎える令和5年度も、新型コロナウイルス感染症と共存しながらの経済活動が予想されますが、デジタル化の進展やカーボンニュートラルなどの変化の波をイノベーション創出の契機と捉え、2025年の長期ビジョンで掲げた「蒲郡 INNOVATION HUB」の実現に向けて、変革に挑戦する地域の事業者の皆様を強力にサポートする第Ⅲ期アクションプランを展開してまいります。

具体的には、アフターコロナに向けた資金繰りや補助金・助成金申請等の支援並びにコロナ禍を乗り越える事業展開に向けた計画策定の相談に対応してまいります。

また、「コワーキングEGG」を核とした創業・新事業展開の支援、サーキュラーエコノミーの実装やカーボンニュートラル経営の推進、産官学連携の推進に取り組み、地域企業のイノベーション促進を図ってまいります。

その他、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、働く人の健康づくりの推進、蒲郡ベンチアートプロジェクトをはじめとするシティセールス事業の推進、道路・港湾の整備促進など地元産業界から強い要望があるインフラ整備や新型コロナウイルスで影響を受けている事業者に対する支援策の拡充等を実現すべく、国・県・市等への積極的な要望活動を引き続き実施してまいります。

重点取組としましては、情報発信力の更なる強化を図ってまいります。市内の繊維や繊維ロープ、観光資源、みかん、深海魚など魅力ある産業界の情報も適切なタイミング・手法により提供して、蒲郡全体の経済環境の活性化を図ってまいります。また、当所の活動やサービスの情報などを随時提供して、利用しやすい・頼りになる会議所を目指し会員の組織率向上を図ります。

加えて、人材育成にも力を注ぎ、会員企業の経営者又は従業員の皆様が必要となるセミナーを開催して、育成への手助けを強化し、一方で、当所職員のスキルアップも推進して頼りにされる会議所を目指してまいります。

会員の皆様から地域総合経済団体として、“頼りにされ、信頼される商工会議所”を合言葉に、これからの一年間、地域産業の振興発展のため全力を尽くしてまいります。引き続き格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事業項目（令和5年度）

1. 産業振興政策提言・要望

○地域活性化に向けた将来像の共有化

- (1) 蒲郡市産業振興ビジョンに関する施策実施に向けた提言 ※
- (2) 行政・議会と本所役員・議員との意見交換・情報交換の場の設置

○インフラ整備促進等に関する要望の強化

- (1) 国道23号蒲郡バイパス、国道473号等の整備促進
- (2) 国道247号四車線化の整備促進
- (3) 県道大塚・金野線の整備促進
- (4) -1.1m岸壁、後背地整備等港湾機能の整備促進
- (5) 設楽ダム建設等水資源確保及び施設整備促進
- (6) 工業用地確保及び産業空洞化対策促進
- (7) 名古屋鉄道西尾・蒲郡線存続
- (8) 関係団体等との連携強化
 - ・国道23号蒲郡バイパス建設促進協議会への参画
 - ・一般国道151号改良促進期成同盟会への参画
 - ・名浜道路推進経済連合会への参画
 - ・東三河縦貫道路建設促進期成同盟会への参画
 - ・三遠南信自動車道早期開通期成同盟会への参画
 - ・愛知県港湾経済連合会への参画
 - ・三河港振興会への参画
 - ・豊川水系総合開発促進期成同盟会への参画
 - ・豊川用水二期事業促進協議会への参画
 - ・名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会への参画
 - ・三河地域新幹線駅利用促進期成同盟会への参画
 - ・三河港港湾計画検討委員会への参画

○蒲郡市に対する各種施策要望の強化

- (1) 産業振興に対する施策
 - ・販路拡大事業費補助金制度の拡充
 - ・新規事業分野進出へ向けた、コンサルタント使用に伴う費用の補助
 - ・食の安全・安心の基礎となる農業生産力の維持に向けた振興施策の展開
 - ・蒲郡のロケーションを活かしたワーケーションの推進
 - ・インボイス制度対応レジ導入補助金の創設
 - ・蒲郡市金融支援制度の拡充
 - ・プレミアム付商品券発行の継続 ※
 - ・キャッシュレス決済導入促進に向けた支援の拡充 ※
 - ・幹線道路の整備促進
 - ・企業用地の確保と優遇制度の創設
 - ・アフターコロナに向けたインバウンド対策の充実
 - ・創業補助金制度の継続
 - ・市内事業者への優先的発注等の優遇制度の導入
- (2) 地域振興に対する施策
 - ・蒲郡ならではの資源を活用した観光地づくりの推進 ※
 - ・蒲郡駅から東港地区に至るまちづくりの推進
 - ・シティセールスの一層の推進
 - ・官民一体となったベンチアートプロジェクトの推進
- (3) その他
 - ・浜町地区におけるBCP連携体制の構築
 - ・観光2次交通の整備推進 ※

2. ひとづくり事業

○人材育成の支援

- (1) G.アカデミー事業の充実
 - ・階層別、テーマ別の研修カリキュラムの拡充
 - ・G.アカデミー登録者数及びセミナー利用者の拡大
 - ・Webセミナーの活用促進
- (2) 東三河広域経済連合会（東三河産業アカデミー）への参画
- (3) 資格取得セミナー等の開催
 - ・初級簿記講座（日商簿記検定3級程度）の開催
- (4) 検定試験の実施と受験者の拡大
 - ・簿記検定試験の実施
 - ・珠算検定試験の実施
 - ・日商PC・プログラミング検定の実施
 - ・珠算競技大会と珠算優良生表彰式の開催

○人材マッチング支援

- (1) 学生就職情報センター事業の充実及び広域連携強化
 - ・東三河合同企業研究フェアの開催及び参加者（企業・学生）の拡大
 - ・Webを活用した求人情報発信の強化
- (2) 労働力の確保と雇用安定対策の推進
 - ・「モグジョブ」加盟による会員事業所と地元学生のマッチング支援

○福利厚生支援事業の強化

- (1) 労働保険の適用促進と労働保険事務組合における受託業務の充実
- (2) 業務災害補償プランの加入促進
- (3) ビジネス総合保険制度の加入促進
 - ・製造物責任法（PL法）対応と中小企業PL保険の加入促進
 - ・個人情報保護法対応と個人情報漏えい賠償責任保険の加入促進
 - ・休業補償プランの加入促進
- (4) 生活習慣病予防健診の充実
- (5) 共済制度（生命共済・特定退職金共済）・福祉制度の加入促進

3. ものづくり事業

○地域の中核産業の成長促進 ～オープンイノベーションの促進～

- (1) 産・学・官・金ネットワーク体制の強化
 - ・地元企業と大学との事業連携の支援
 - ・がまごおり産学官ネットワーク会議への参画
- (2) 蒲郡技術科学振興会の運営
 - ・生産性の向上並びに販売力の強化に向けたセミナーの開催
 - ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けた支援
 - ・先端工場・展示会等の視察研修会の実施
 - ・カーボンニュートラルの推進に向けた支援
- (3) 課題解決のための専門家派遣
- (4) 広域連携事業の強化
 - ・東三河広域経済連合会（東三河産業創出協議会）への参画

○地場産業の活性化 ～三河産地プロモーションの促進～

- (1) 「テックスビジョン2023ミカワ」の開催
- (2) 三河繊維産業商品開発研究会事業の実施
- (3) ミカワ・テキスタイル・ネットワーク協議会事業の実施

4. まちづくり事業

○まちなかの賑わい・活性化

- (1) がまごおり海辺のまちづくりの促進
 - ・『観光交流立市』の玄関口に相応しい蒲郡駅周辺・海辺のまちづくりの検討

- ・竹島エリアの魅力向上に関する検討

○観光産業の振興

- (1) 蒲郡シティセールスプロジェクトの推進
 - ・官民連携体制（蒲郡市シティセールス推進協議会）による推進
 - ・ロケ誘致による魅力発信と蒲郡グルメの開発
 - ・蒲郡ベンチアートプロジェクトの推進
- (2) 着地型観光の推進
 - ・地域性を活かした体験交流型プログラムを提供する『MIKAWA de 遊び100』の推進
- (3) 三河観光GON事業の実施（蒲郡の『G』岡崎の『O』西尾の『N』）
 - ・GONエリアの広域連携を強化して経済活動の活性化を推進
- (4) 愛知県観光協会、近隣観光団体等及び蒲郡市観光協会との連携を強化し広域的観光を推進
- (5) 蒲郡ガイドマップ（WEB）の運営
- (6) 海外インバウンド、各種観光展・キャンペーンへの協力
- (7) 地域イベントへの協力
 - ・蒲郡まつり（7月）

○商業活性化事業の推進

- (1) 一店逸品発掘事業の実施
- (2) 商店街活性化イベント「福寿稲荷ごりやく市」等への協力
- (3) 中心市街地活性化事業の推進および中心市街地活性化専門小委員会の運営

5. ヘルスケア産業の創出

○働く人の健康づくりの推進

- (1) 『健康宣言企業 200社』を目標として健康宣言企業に対するサポート事業の実施

○アンチエイジングサービス事業化の促進

- (1) 健康的なライフスタイルを提案するフェアの開催、体験型プログラムの提供

○癒しとアンチエイジングの郷推進協議会の運営

○東三河広域経済連合会 健康な地域社会創造プロジェクト委員会の運営

6. 経営支援事業

○中小企業相談所事業

- (1) 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の開設
- (2) 巡回・窓口相談事業の実施
- (3) 講演会・講習会の開催並びに専門指導員による定例相談の実施
- (4) 記帳継続指導・記帳機械化指導の実施
- (5) 若手後継者・経営者の育成支援
- (6) ビジナビ経営サポート事業の実施（需要を見据えた計画的な経営を伴走型でサポート）
 - ・景況調査の実施
 - ・経営状況分析、事業計画策定支援、策定後の実施支援
 - ・「ビジナビ」経営相談及び専門家派遣の実施
- (7) 創業支援事業の実施
 - ・創業支援セミナーの開催
 - ・がまごおり創業倶楽部の運営
 - ・創業融資制度等の活用支援
- (8) オープンイノベーション推進事業の実施
 - ・コワーキングE.G.Gを核とし各支援機関と連携したイノベーションの促進
 - ・IT活用支援等によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
 - ・ビジナビDX相談及びE.G.Gセミナー等の実施
- (9) グリーンイノベーション推進事業の実施
 - ・サーキュラーエコノミー実装支援による循環型経済分野におけるイノベーションの促進
 - ・省エネ支援等によるカーボンニュートラル経営の推進
- (10) 販路開拓支援事業の実施
 - ・販路開拓・拡大に係る補助金活用・申請支援

- ・新商品開発・販路開拓支援事業の実施
- ・商品・サービスのプロモーションの支援
- (11) 人材育成支援事業の実施
 - ・G. アカデミー人材育成セミナー・Web セミナーの実施
- (12) 小規模事業者経営改善資金審査委員の委嘱並びに審査会の開催
- (13) 小規模企業振興委員の委嘱並びに連絡会議の開催
- (14) 産業力向上支援事業の実施
- (15) 専門アドバイザー支援事業の実施
- (16) 事業環境変化対応型支援事業の受託

○地域連携商談会事業

- (1) アライアンス・パートナー発掘市への参画（名古屋）
- (2) 地域商談会への参画（三河・知多会場）
- (3) 地域の絆情報交換・商談会の開催（豊橋）

○IT活用支援事業

- (1) ビジネスポータルサイト「愛知ビジネスパーク いざ検索！」の運営

7. 組織力の向上と財政基盤の安定化

○会員サービス向上に向けた事務局体制・会員組織の強化

- (1) 会員サービスの向上
 - ・人会3年以内の会員交流事業の実施
 - ・新年交礼会（1月）、会員交流会（7月）の実施
 - ・CHAMBERS（会議所）カード事業の普及
 - ・電子証明書を取次業務の実施
 - ・貿易関係証明、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）における特定原産地証明書発給、その他事業内容証明等の発行
 - ・商取引の照会斡旋
- (2) 発信力強化 ※
 - ・会報（The Chamber News）の発行・紙面充実・リニューアルの検討
 - ・月例記者会見での企業のプレスリリースの実施及びホームページでの発信 ※
 - ・Webを活用した迅速・的確な情報発信機能の強化
 - ・メールマガジンの配信
 - ・SNS（LINE）を活用した情報発信 ※
 - ・会員サービス及び地域産業の情報発信 ※
- (3) 事務局機能の強化
 - ・事務作業効率化のためDX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進 ※
 - ・職員の専門知識習得やスキルアップの推進 ※

○財政基盤の強化

- (1) 組織率50%達成に向けた組織的・計画的な会員増強体制の構築
 - ・会員増強キャンペーンの実施
- (2) 会館貸会議室の利用促進

○商工会議所の運営基盤の強化

- (1) 議員総会、常議員会、正副会頭会議の開催
- (2) 部会、委員会活動の活性化
- (3) 青年部活動の活性化

○DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- (1) Web会議システム等の利用促進 ※
- (2) タブレット・PCを活用したペーパーレス化の推進 ※

8. その他事業

○調査情報活動

- (1) 事業所調査の実施

(2) L O B O 調査 (早期景気観測調査) 等調査活動の強化

○環境保全

- (1) 容器包装リサイクル法に基づく再商品化委託業務の受託
- (2) 公害健康被害補償予防法に基づく賦課金業務の受託
- (3) 穂の国森づくりの会への協力

○その他

- (1) 感染症対策・防災対策 (B C P 等) 策定の支援
- (2) 地方創生と S D G s の推進
 - ・包括連携協定に基づいた S D G s の推進
- (3) 国際展開に向けた支援体制の構築
 - ・貿易証明取得のサポート
 - ・海外取引販路拡大の支援
 - ・国際ビジネス最新情報の発信
- (4) 専門家集団との連携による相談ネットワーク構築の検討
- (5) 蒲郡石油業協同組合、愛知県石油商業組合東三河蒲郡地区の運営支援
- (6) 東三河法人会蒲郡支部、蒲郡青色申告会の運営支援
- (7) 東三河広域経済連合会への参画
- (8) 三河中央エリア経済会議 (岡崎・西尾・蒲郡商工会議所、商工会) への参画
- (9) 企曜会 (市内官公庁懇談会) への参画
- (10) 工業用水の有効利用と蒲郡工業用水道協議会の運営支援
- (11) 愛知県警察官友の会、(財) 愛知県警察育英会への協力
- (12) 保健所、東三河地域産業保健センターへの協力
 - ・東三河南部医療圏地域・職域連携推進協議会等への協力
- (13) 日本電信電話ユーザ協会愛知支部への協力
- (14) 社会福祉協議会等への協力
- (15) 三遠南信地域連携ビジョン推進会議 (S E N A) への参画と協力

令和5年度 予算総括表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

会 計 別	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
一般会計	80,355	98,530	△ 18,175	
(特別会計) 中小企業相談所	58,080	59,590	△ 1,510	
(特別会計) 会館運営	57,675	51,500	6,175	
(特別会計) 労働保険事務組合	6,100	5,600	500	
(特別会計) 共済事業	46,600	48,000	△ 1,400	
(特別会計) 退職給与積立金	75,241	69,801	5,440	
合 計	324,051	333,021	△ 8,970	

令和5年度 一般会計収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 款	目 項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 会 費		40,435	43,680	△ 3,245	
	1. 会 費	32,000	31,820	180	1,700名 6,725口
	2. 役員議員 特別会費	8,400	8,375	25	会 頭 800千円 常議員・監事 100千円 副会頭 400千円 議員 50千円
	3. 過年度会費	35	35	0	
	4. 議員選挙 特別会費	0	3,450	△ 3,450	
2. 事業収入		24,620	40,150	△ 15,530	
	1. 事業管理 負担金	7,320	9,600	△ 2,280	共済事業管理負担金
	2. 手数料	4,800	4,600	200	各種証明手数料, 会報広告料等
	3. 検 定 料	1,500	1,500	0	各種検定料
	4. 事務委託料	6,600	6,600	0	各種事務委託料
	5. 就職情報 センター参加料	100	100	0	地元企業説明会参加料等
	6. そ の 他 事業収入	4,000	4,000	0	新年交礼会会費収入等
	7. ワクチン 職域接種事業	0	13,000	△ 13,000	新型コロナ職域接種事業収入
	8. SNS活用 支援事業	0	450	△ 450	SNS活用販路拡大支援事業委託料
3. 交 付 金		4,500	4,500	0	
	1. 補 助 金	4,500	4,500	0	蒲郡市補助金
4. 雑 収 入		200	200	0	
	1. 雑 収 入	200	200	0	
5. 繰 入 金		1,000	1,000	0	
	1. 財政調整 基金積立金	1,000	1,000	0	財政調整基金積立金会計より繰入
6. 繰 越 金		9,600	9,000	600	
	1. 繰 越 金	9,600	9,000	600	前年度繰越金
合 計		80,355	98,530	△ 18,175	

◎支出の部

款	科 項	目	本 予 算	前 年 度 予 算	比 較 増 減 (△印減)	備 考
1.	事業費		22,270	37,430	△ 15,160	
	1. 一般事業費		20,170	31,680	△ 11,510	
		1. 部会運営費	2,200	2,200	0	12部会開催運営費
		2. 産業振興 対 策 費	9,000	9,000	0	基盤整備並びに産業育成振興費
		3. 観光対策費	1,500	1,500	0	観光事業対策費
		4. 地域振興費	200	300	△ 100	蒲郡まつり協賛金等
		5. 技術振興費	1,500	1,900	△ 400	産業技術振興,検定費等
		6. 就職情報 センター事業費	470	470	0	地元企業説明会事業費等
		7. 広 報 費	4,500	4,500	0	会報発行費,WEB運営費
		8. 調査研究費	400	300	100	調査研究費
		9. 法定台帳作成 管理運川費	100	300	△ 200	台帳作成整備費
		10. そ の 他 事 業 費	300	300	0	
		11. ワ ク チ ン 職域接種事業	0	10,500	△ 10,500	新型コロナワクチン職域接種事業費
		12. S N S 活 用 支 援 事 業	0	410	△ 410	SNS活用販路拡大支援事業費
	2. 会 議 費		2,100	5,750	△ 3,650	
		1. 会 議 費	700	700	0	東三河広域経済連合会会議費等
		2. 委員会運営費	300	300	0	5委員会開催費
		3. 議員総会費	0	800	△ 800	議員総会開催費
		4. 常議員会費	0	500	△ 500	常議員会開催費
		5. 議員総会費 常議員会費	1,100	0	1,100	議員総会・常議員会開催費
		6. 議員選挙 運 営 費	0	3,450	△ 3,450	議員選挙運営費
2.	管理費		34,935	35,950	△ 1,015	
	1. 給 与 費		20,135	21,000	△ 865	
		1. 俸 給	11,135	12,000	△ 865	役職員4名俸給
		2. 諸 手 当	2,200	2,200	0	職務・扶養・住居・通勤・時間外手当
		3. 賞 与	6,800	6,800	0	
	2. 福利厚生費		4,800	4,800	0	
		1. 福利厚生費	4,800	4,800	0	社会保険料等
	3. 旅 費		700	700	0	
		1. 旅 費	700	700	0	役職員出張旅費
	4. 団体管理費		700	700	0	
		1. 団 体 管 理 運 営 費	700	700	0	受託団体運営費
	5. 事 務 費		2,750	2,750	0	
		1. 通信運搬費	700	700	0	電話料,郵送料
		2. 什器備品費	300	300	0	事務機器購入費

款	科 項	目	本 年 度 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
			予 算 額 予 算 額 (△印 減)			
		3. 消耗品費	400	400	0	事務用品購入費
		4. 図書費	400	400	0	新聞・図書購入費
		5. 印刷費	900	900	0	事業報告書等印刷費
		6. その他諸費	50	50	0	
	6. 渉外費		600	600	0	
		1. 会議所交際費	500	400	100	会議所交際費,慶弔費等
		2. 役員交際費	100	200	△ 100	
	7. 公課・分担金		4,400	4,400	0	
		1. 分担金	4,100	4,100	0	日本商工会議所会費,消費税等
		2. その他分担金	300	300	0	
	8. 雑費		850	1,000	△ 150	
		1. 雑費	850	1,000	△ 150	
3.	繰出金		17,150	17,150	0	
	1. 中小企業相談所繰出金		12,200	12,200	0	
		1. 中小企業相談所繰出金	12,200	12,200	0	中小企業相談所会計へ繰出
	2. 退職給与積立金繰出金		3,700	3,700	0	
		1. 退職給与積立金繰出金	3,700	3,700	0	退職給与積立金会計へ繰出
	3. 産業力向上事業繰出金		250	250	0	
		1. 産業力向上事業繰出金	250	250	0	産業力向上事業会計へ繰出
	4. コワーキングスペース運営事業繰出金		650	650	0	
		1. コワーキングスペース運営事業繰出金	650	650	0	コワーキング運営事業会計へ繰出
	5. 一店逸品発掘事業繰出金		300	300	0	
		1. 一店逸品発掘事業繰出金	300	300	0	一店逸品発掘事業会計へ繰出
	6. 専門アドバイザー支援事業繰出金		50	50	0	
		1. 専門アドバイザー支援事業繰出金	50	50	0	専門アドバイザー支援事業会計へ繰出
4.	積立金		4,000	6,000	△ 2,000	
	1. 財政調整基金積立金		1,000	3,000	△ 2,000	
		1. 財政調整基金積立金	1,000	3,000	△ 2,000	
	2. 会館営繕積立金		3,000	3,000	0	
		1. 会館営繕積立金	3,000	3,000	0	
5.	予備費		2,000	2,000	0	
	1. 予備費		2,000	2,000	0	
		1. 予備費	2,000	2,000	0	
	合 計		80,355	98,530	△ 18,175	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和5年度[特別会計]中小企業相談所収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 款	目 項	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印減)	備 考
1. 県補助金		30,280	29,970	310	
	1. 小規模事業経営支援事業費補助金	30,280	29,970	310	愛知県補助金
2. 市補助金		4,000	4,000	0	
	1. 小規模指導事業費補助金	4,000	4,000	0	蒲郡市補助金
3. 委託金		2,000	3,820	△ 1,820	
	1. 事業環境変化対応型支援事業	2,000	3,000	△ 1,000	日本商工会議所委託金
	2. 制度改正等の課題解決環境整備事業	0	820	△ 820	日本商工会議所委託金
4. 事業収入		3,000	3,500	△ 500	
	1. 事業収入	3,000	3,500	△ 500	受講料、記帳指導手数料等
5. 雑収入		100	100	0	
	1. 雑収入	100	100	0	
6. 繰入金		12,200	12,200	0	
	1. 繰入金	12,200	12,200	0	一般会計より繰入
7. 繰越金		6,500	6,000	500	
	1. 繰越金	6,500	6,000	500	前年度繰越金
合 計		58,080	59,590	△ 1,510	

◎支出の部

款	科 項	目	本 年 度 前 年 度 比 較 増 減 予 算 額 予 算 額 (△印 減)	備 考		
1. 指導事業費			8,670	9,030	△ 360	
	1. 一般事業費		400	400	0	
		1. 一般事業費	400	400	0	事業所管理費等
	2. 講習会等 開催費		5,020	5,500	△ 480	
		1. 講習会等 開催費	1,560	1,760	△ 200	集団指導, 個別指導
		2. 人材育成 事業費	3,460	3,740	△ 280	
	3. 金融指導 事業費		200	200	0	
		1. 金融指導 事業費	200	200	0	マル経審査会諸経費
	4. 記帳指導員 指導手当		1,000	1,000	0	
		1. 記帳指導員 指導手当	1,000	1,000	0	記帳指導職員手当 1名 記帳継続指導謝金 1名
	5. 記帳指導 実用費		100	100	0	議員総会常議員会開催費
		1. 記帳指導 実用費	100	100	0	記帳指導通信費等
	6. 施策普及費		260	260	0	
		1. 施策普及費	260	260	0	パンフレット等作成費
	7. 特別研究 指導費		720	600	120	
		1. 特別研究 指導費	720	600	120	主席・主任設置費
	8. 青年部 活動推進費		850	850	0	
		1. 青年部 活動推進費	850	850	0	若手後継者育成事業費
	9. その他諸費		120	120	0	
		1. その他諸費	120	120	0	
2. 振興委員 活動推進費			170	170	0	
	1. 交通通信費		50	50	0	
		1. 交通通信費	50	50	0	振興委員交通通信費
	2. 事務費		120	120	0	
		1. 事務費	20	20	0	消耗品費, 通信費等
		2. 会議費	100	100	0	連絡会議諸経費

款	科 目	目	本 年 度 前 年 度 比 較 増 減	前 年 度 前 年 度 比 較 増 減	備 考	
			予 算 額	予 算 額	(△印 減)	
3. 委託事業費			2,000	3,820	△ 1,820	
	1. 事業環境変化 対応型支援事業		2,000	3,000	△ 1,000	
		1. 事業環境変化 対応型支援事業	2,000	3,000	△ 1,000	日本商工会議所委託事業
	2. 制度改正等e&課題 解決環境整備事業		0	820	△ 820	
		1. 制度改正等e&課題 解決環境整備事業	0	820	△ 820	日本商工会議所委託事業
4. 事務費			1,610	1,610	0	
	1. 指導事務費		830	830	0	
		1. 図 書 費	30	30	0	図書購入費
		2. 通 信 費	50	50	0	郵送料
		3. 印 刷 費	150	150	0	封筒等印刷費
		4. 消 耗 品 費	600	600	0	事務機器分担金
	2. 調査研究費		170	170	0	
		1. 調査研究費	170	170	0	景況調査費
	3. 什器備品費		250	250	0	
		1. 什器備品費	250	250	0	事務機器購入費
	4. 情 報 化 費		360	360	0	
		1. 情 報 化 費	360	360	0	デジタル化推進費
5. 会議費			100	100	0	
	1. 会議費		100	100	0	
		1. 会議費	100	100	0	連絡会議等会議費
6. 旅 費			320	320	0	
	1. 指導旅費		150	150	0	
		1. 指導旅費	150	150	0	経営指導員等指導旅費
	2. 研修旅費		170	170	0	
		1. 応用研修費	150	150	0	経営指導員研修旅費
		2. 基礎研修費	20	20	0	補助員基礎研修旅費
7. 車両管理費			300	300	0	
	1. 車両管理費		300	300	0	
		1. 市両管理費	300	300	0	指導用市両管理費

款	科 目	項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
8. 給 与 費			34,820	34,290	530	
	1. 俸 給		23,000	22,300	700	
		1. 俸 給	23,000	22,300	700	経営指導員4名, 補助員2名 記帳指導職員1名俸給 他
	2. 諸 手 当		2,120	2,440	△ 320	
		1. 扶 養 手 当	170	170	0	
		2. 通 勤 手 当	570	570	0	
		3. 時 間 外 手 当	800	1,000	△ 200	
		4. 住 居 手 当	300	300	0	
		5. 職 務 手 当	280	400	△ 120	
	3. 賞 与		9,700	9,550	150	
		1. 賞 与	9,700	9,550	150	
9. 福 利 厚 生 費			6,940	6,800	140	
	1. 福 利 厚 生 費		6,940	6,800	140	
		1. 福 利 厚 生 費	6,940	6,800	140	社会保険料等
10. 退 職 給 与 積 立 金			1,800	1,800	0	
	1. 退 職 給 与 積 立 金		1,800	1,800	0	
		1. 退 職 給 与 積 立 金	1,800	1,800	0	退職給与積立金特別会計へ繰出
11. 雑 費			350	350	0	
	1. 雑 費		350	350	0	
		1. 雑 費	350	350	0	
12. 予 備 費			1,000	1,000	0	
	1. 予 備 費		1,000	1,000	0	
		1. 予 備 費	1,000	1,000	0	
合 計			58,080	59,590	△ 1,510	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和5年度[特別会計]会館運営収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 款	目 項	本 年 予 算	前 年 予 算	比 較 増 減 (△印減)	備 考
1. 貸室収入		30,500	27,850	2,650	
	1. 定期貸室料	7,000	8,500	△ 1,500	家賃
	2. 一般貸室料	22,000	18,600	3,400	会議室使用料, 備品利用料
	3. その他付帯収入	1,500	750	750	テナントよりの水道・ガス・電気料
2. 共益費収入		4,000	5,000	△ 1,000	
	1. 共益費収入	4,000	5,000	△ 1,000	テナントよりの共益費
3. 雑収入		5,000	4,000	1,000	
	1. 雑収入	5,000	4,000	1,000	物産展示出展料, 自販機設置料収入等
4. 保証金収入		6,175	5,650	525	
	1. 保証金収入	0	0	0	
	2. 保証金積立 取崩収入	6,175	5,650	525	保証金積立預金より取り崩し
5. 繰越金		12,000	9,000	3,000	
	1. 繰越金	12,000	9,000	3,000	前年度繰越金
合 計		57,675	51,500	6,175	

◎支出の部

科 目		本 予 算	前 年 度 予 算 額	年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項					
1. 維持費		26,900	22,700		4,200	
	1. 保守料	2,000	1,800		200	電気・消防・エレベータ・電話・空調設備保守料
	2. 委託料	7,000	6,300		700	管理・警備・環衛・清掃・廃棄物処理料
	3. 保険料	1,100	1,000		100	火災保険料
	4. 水道光熱費	7,000	5,500		1,500	水道・ガス・電気料
	5. 営繕費	7,400	5,400		2,000	修繕費
	6. 借上費	100	400		△ 300	
	7. 地代	2,300	2,300		0	
2. 管理費		20,300	18,850		1,450	
	1. 俸給	5,500	5,200		300	職員2名俸給
	2. 諸手当	150	150		0	通勤・時間外手当
	3. 賞与	1,750	1,750		0	
	4. 福利厚生費	1,350	1,350		0	社会保険料等
	5. 通信費	1,000	1,000		0	電話料, インターネット接続料
	6. 什器備品費	4,000	4,000		0	事務機器購入費
	7. 消耗品費	700	700		0	
	8. 公課分担金	5,350	4,200		1,150	消費税, 固定資産税等
	9. 事務費	500	500		0	
3. 雑費		300	300		0	
	1. 雑費	300	300		0	
4. 繰出金		2,000	2,000		0	
	1. 繰出金	2,000	2,000		0	会館営繕積立金会計へ繰出
5. 保証金		6,175	5,650		525	
	1. 保証金支出	0	0		0	
	2. 保証金積立金	6,175	5,650		525	保証金積立預金へ
6. 予備費		2,000	2,000		0	
	1. 予備費	2,000	2,000		0	
合 計		57,675	51,500		6,175	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和5年度[特別会計]労働保険事務組合収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 労働保険手数料	3,000	2,700	300	委託事業所よりの手数料
2. 報 奨 金	2,200	2,200	0	国からの報奨金
3. 雑 収 入	10	10	0	
4. 繰 越 金	890	690	200	前年度繰越金
合 計	6,100	5,600	500	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	300	250	50	年度更新手続費用等
2. 事 務 委 託 料	2,040	1,920	120	月170千円×12ヶ月
3. 通 信 費	230	230	0	電話料, 郵送料
4. 消 耗 品 費	200	200	0	事務用品費等
5. 旅 費 交 通 費	50	50	0	出張旅費
6. 自動車使用分担金	100	100	0	自動車使用料
7. 電算機事務手数料	250	250	0	電算処理料
8. 租 税 公 課	350	300	50	消費税
9. 雑 費	100	100	0	
10. 繰 出 金	2,200	2,200	0	共済事業会計へ繰出
11. 予 備 費	280	0	280	
合 計	6,100	5,600	500	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て予備費より流用することが出来る..

令和5年度[特別会計]共済事業収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目 款 項	本 予 算	前 年 度 予 算	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 運営事務費	30,720	29,700	1,020	
1. 従業員退職金共済	3,660	3,660	0	手数料等見込平均月額 305千円
2. 団体保険共済	13,320	12,840	480	" 1,110千円
3. 大型保険共済	132	120	12	" 11千円
4. 個人年金共済	108	120	△ 12	" 9千円
5. 終身保険共済	684	720	△ 36	" 57千円
6. アクセス	12	12	0	" 1千円
7. 総合(終身医療)	2,712	2,760	△ 48	" 226千円
8. 長期定期共済	2,616	2,640	△ 24	" 218千円
9. ガン保険共済	720	660	60	" 60千円
10. 定期保険群集団	1,404	1,320	84	" 117千円
11. 個人扱契約	36	48	△ 12	" 3千円
12. 総合年払	2,604	2,760	△ 156	" 217千円
13. ユニット・リンク	2,712	2,040	672	" 226千円
2. 雑収入	1,500	1,500	0	
1. 雑収入	1,500	1,500	0	職員共済掛金分担金他
3. 繰入金	2,200	2,200	0	
1. 繰入金	2,200	2,200	0	労働保険事務組合報奨金
4. 繰越金	12,180	14,600	△ 2,420	
1. 繰越金	12,180	14,600	△ 2,420	前年度繰越金
合 計	46,600	48,000	△ 1,400	

◎支出の部

科 目 款 項	本 予 算	前 年 度 予 算	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事業費	9,000	8,500	500	
1. 祝金・見舞金	6,000	5,500	500	結婚・出産祝金, 入院・通院見舞金等
2. 加入促進費	3,000	3,000	0	募集推進費
2. 給与費	17,350	17,100	250	
1. 俸 給	13,850	13,600	250	役職員5名俸給
2. 諸 手 当	300	300	0	職務・通勤・時間外手当
3. 賞 与	3,200	3,200	0	

科 目 款 項	本 年 度 前 年 度	比 較 増 減	備 考
	予 算 額 予 算 額	(△印 減)	
3. 旅 費	200	200	0
1. 旅 費	200	200	0 出張旅費
4. 事 務 費	2,700	2,700	0
1. 通 信 費	300	300	0 郵送料等
2. 印 刷 費	300	300	0 封筒等印刷費
3. 消 耗 品 費	250	250	0 事務用品購入費
4. 什 器 備 品 費	250	250	0 事務機器購入費
5. 図 書 費	100	100	0 参考図書購入費
6. 車 両 管 理 費	300	300	0 燃料, 修理代等
7. 白 振 手 数 料	500	500	0 各金融機関白振手数料
8. 電 算 管 理 費	200	200	0 保守, 修理代等
9. 共 益 費	500	500	0 事務共通経費分担金
5. 会 議 費	200	200	0
1. 会 議 費	200	200	0 打合会等会議費
6. 厚 生 費	4,100	4,000	100
1. 福 利 厚 生 費	2,300	2,200	100 社会保険料等
2. 退 職 共 済 掛 金	1,100	1,100	0 職員退職共済掛金
3. 団 体 保 険 掛 金	700	700	0 職員団体保険掛金
7. 事 業 管 理 負 担 金	7,320	9,600	△ 2,280
1. 事 業 管 理 負 担 金	7,320	9,600	△ 2,280 一般会計事業管理負担金
8. 租 税 公 課	1,400	1,400	0
1. 公 租 公 課	1,400	1,400	0 消費税等
9. 雑 費	330	300	30
1. 雑 費	330	300	30 諸雑費
10. 予 備 費	4,000	4,000	0
1. 予 備 費	4,000	4,000	0
合 計	46,600	48,000	△ 1,400

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和5年度[特別会計]退職給与積立金収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印減)	備 考
款	項				
1. 繰入金		5,500	5,500	0	
	1. 一般会計繰入金	3,700	3,700	0	
	2. 中小企業相談所会計繰入金	1,800	1,800	0	
2. 雑収入		1	1	0	
	1. 預金利息	1	1	0	
3. 繰越金		69,740	64,300	5,440	
	1. 繰越金	69,740	64,300	5,440	前年度繰越金
合 計		75,241	69,801	5,440	

◎支出の部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印減)	備 考
款	項				
1. 退職給与費		75,241	69,801	5,440	
	1. 退職給与費	75,241	69,801	5,440	
合 計		75,241	69,801	5,440	

令和5年度[特別会計]産業力向上支援事業収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		本 予 算	前 年 度 予 算	前 年 度 予 算	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項					
1. 産業力向上事業		6,800	6,800		0	
1.	補助金	6,500	6,500		0	蒲郡市補助金
2.	繰入金	200	200		0	一般会計より繰入
3.	雑収入	100	100		0	参加会費等
2. オープンイノベーション推進事業		1,600	71,290		△ 69,690	
1.	補助金	1,500	1,500		0	蒲郡市補助金
2.	繰入金	50	69,740		△ 69,690	一般会計より繰入
3.	雑収入	50	50		0	参加会費等
合 計		8,400	78,090		△ 69,690	

◎支出の部

科 目		本 予 算	前 年 度 予 算	前 年 度 予 算	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項					
1. 産業力向上事業		6,800	6,800		0	
1.	スタートアップ支援事業	2,000	3,000		△ 1,000	創業塾等開催費等
2.	中小企業支援事業	3,500	2,500		1,000	経営支援アドバイザー事業費等
3.	販路拡大・開拓支援事業	1,050	1,050		0	新商品開発支援事業費等
4.	事務費	200	200		0	
5.	雑費	50	50		0	
2. オープンイノベーション推進事業		1,600	1,600		0	
1.	事業費	1,500	1,500		0	イノベーションセミナー開催費等
2.	事務費	50	50		0	
3.	雑費	50	50		0	
合 計		8,400	8,400		0	

令和5年度[特別会計]コワーキングスペース運営事業収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 事業収入	400	400	0	利用料収入
2. 繰入金	650	650	0	一般会計より繰入
3. 雑収入	30	30	0	
4. 繰越金	500	500	0	
合 計	1,580	1,580	0	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 事業費	300	300	0	利用促進事業費
2. 会議室等使用料	650	650	0	
3. 事務機器管理費	270	270	0	複合機リース料
4. 備品費	150	150	0	
5. 事務費	60	60	0	
6. 雑費	50	50	0	
7. 予備費	100	100	0	
合 計	1,580	1,580	0	

令和5年度[特別会計]専門アドバイザー支援事業収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 補 助 金	1,500	1,500	0	蒲郡市補助金
2. 繰 入 金	50	50	0	一般会計より繰入
3. 雑 収 入	10	10	0	
合 計	1,560	1,560	0	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	1,330	1,330	0	専門アドバイザー謝金・交通費
2. 広 報 費	150	150	0	
3. 事 務 費	50	50	0	
4. 雑 費	10	10	0	
5. 予 備 費	20	20	0	
合 計	1,560	1,560	0	

令和5年度[特別会計]一店逸品発掘事業収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 補 助 金	600	600	0	蒲都市補助金
2. 事 業 収 入	300	300	0	出店者参加料 @5千円×60店
3. 事 業 負 担 金	10	10	0	蒲都市観光協会
4. 繰 入 金	300	300	0	一般会計よりの繰入
5. 雑 収 入	10	10	0	
6. 繰 越 金	530	750	△ 220	前年度繰越金
合 計	1,750	1,970	69,740	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	1,510	1,620	△ 110	パンフレット作成費 1,200千円 HP作成費 80千円 発表・展示費等 30千円 広報・その他 200千円
2. 事 務 費	50	50	0	複写機使用料・振込手数料等
3. 通 信 費	40	50	△ 10	取扱店案内送料等
4. 雑 費	50	50	0	消費税等
5. 予 備 費	100	200	△ 100	
合 計	1,750	1,970	△ 220	

議案第3号

令和5年度 小規模企業振興委員名簿(案)

14名(順序不同)

団体名	役職名	氏名	所在地	TEL	FAX
三河繊維産元協同組合	事務局長	神谷 正樹	港町18-23	69-7850	69-3855
中部繊維ロープ工業協同組合	専務理事	川口 広海	形原町東欠ノ上39-5	57-5138	57-3254
蒲郡漁業協同組合	形原支所長	伊藤 幸昌	形原町港町156	57-2191	57-2193
東三河染色協同組合	理事長	嶋田 義男	宝町2-29 艶栄工業(株)内	68-2196	68-3200
三河織物工業協同組合	理事長	小林 智也	神明町12-20	68-6161	67-1887
蒲郡鉄工会	事務局長	鈴木 光彦	港町18-23	67-8558	67-5683
蒲郡商店街振興組合	副理事長	榊原 寛二	上本町1-1	68-4272	68-3013
蒲郡青色申告会	会長	小林 優一	蒲郡市旭町7-16	68-7170	68-6160
蒲郡市上下水道工事協同組合	事務長	近藤 尚登	旭町4-7	68-5475	67-6707
愛知県理容生活衛生同業組合蒲郡支部	支部長	渡辺 憲保	形原町会下28-1	57-3308	57-3308
三谷温泉旅館振興協同組合	事務局長	木村 元房	三谷町鳶欠14-1	68-4744	66-1738
三谷漁業協同組合	代表理事組合長	小林 俊雄	三谷町港町通58	68-5131	68-1396
蒲郡電気工事業協同組合	理事長	石川 義康	港町13-36	69-1811	67-8458
愛知県飲食生活衛生同業組合蒲郡支部	青年部長	笹野 弘明	清田町三反田15-5	68-8847	68-8847

議案第4号

小規模事業者経営改善資金 審査委員の委嘱について（案）

蒲 郡 商 工 会 議 所

	氏 名	役 職 名	事業所名	備考
	委員長 近藤 武彦	蒲郡青色申告会 副会長	岩瀬会計事務所 会長	
	委 員 小田 裕己	蒲郡商工会議所 議員	蒲郡商店街振興組合 理事長	
	委 員 市川 博章	元 蒲郡商工会議所 常議員	元 小森株式会社 取締役社長	
新	委 員 牧 信男	蒲郡商工会議所 議員	株式会社大国屋 取締役会長	
	委 員 山下 英孝	蒲郡商工会議所 専務理事	蒲郡商工会議所	

委 員 任 期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

議案第5号

蒲郡商工会議所定款の一部改正について

1. 改正の理由

蒲郡商工会議所のインボイス番号を青年部が使用するために、定款内に青年部を定める。

なお、ビジネス総合保険（旧イベント保険）の事業活動遂行に対する賠償責任補償に関しても定款に青年部を定めることで要件を満たす。

2. 新旧対照表

新	旧
<p>(常議員会の決議事項)</p> <p>第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 議員総会に提案すべき事項</p> <p>(2) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって、第39条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項</p> <p>(3) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって議員総会に付議するいとまがない緊急なもの</p> <p>(4) 会員及び特別会員の加入の諾否</p> <p>(5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課</p> <p>(6) 特定商工業者の権利の行使の停止</p> <p>(7) 理事の選任及び解任の同意</p> <p>(8) 部会の決議の承認</p> <p><u>(9) 青年部について必要な事項</u></p> <p><u>(10) 顧問及び参与の委嘱の承認</u></p> <p><u>(11) 事務局及び職員について必要な事項</u></p>	<p>(常議員会の決議事項)</p> <p>第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 議員総会に提案すべき事項</p> <p>(2) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって、第39条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項</p> <p>(3) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって議員総会に付議するいとまがない緊急なもの</p> <p>(4) 会員及び特別会員の加入の諾否</p> <p>(5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課</p> <p>(6) 特定商工業者の権利の行使の停止</p> <p>(7) 理事の選任及び解任の同意</p> <p>(8) 部会の決議の承認</p> <p><u>(9) 顧問及び参与の委嘱の承認</u></p> <p><u>(10) 事務局及び職員について必要な事項</u></p>
第6章 部会及び委員会等	第6章 部会及び委員会
第3節 青年部	
<p><u>(青年部)</u></p> <p>第57条 本商工会議所に、青年部を置く。</p> <p><u>(青年部について必要な事項)</u></p> <p>第58条 青年部については必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。</p>	
第59条 ～ 第77条	第57条 ～ 第75条
<p>附 則</p> <p><u>(実施の時期)</u></p> <p>1 第45条第9号及び第10号を1号ずつ繰り下げ、第9号を加える改正規定は、令和5年4月1日から実施する。</p> <p>2 第6章の章名の改正は、令和5年4月1日から実施する。</p> <p>3 第57条から第75条までを2条ずつ繰り下げ、第57条（青年部）及び第58条（青年部について必要な事項）を加える改正規定は、令和5年4月1日から実施する。</p>	

議案第6号

蒲郡商工会議所職員就業規則の一部改定について

1. 改定の理由

始業時刻前の時間外勤務について定める
育児・介護休業等に関する規程の全部改定に伴い表記等変更

2. 改定時期

令和5年3月22日改正 令和5年4月1日施行

3. 新旧対照表

新	旧
<p>(休憩時間)</p> <p>第13条 休憩時間は、正午から午後0時50分までとする。</p> <p>ただし業務の都合によって休憩時間を変更することがある。</p> <p>2 臨時または突発的な業務の事情により、やむをえず時間外勤務をする場合は、<u>始業時刻前の10分間及び終業時刻より15分間は休憩とする。</u></p> <p>(勤務時間等の変更)</p> <p>第14条 業務上の都合によって、始業、終業時刻を変更することがある。</p> <p>2 <u>育児・介護による所定労働時間の短縮措置については別に定める</u></p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第13条 休憩時間は、正午から午後0時50分までとする。</p> <p>ただし業務の都合によって休憩時間を変更することがある。</p> <p>2 臨時または突発的な業務の事情により、やむをえず時間外勤務をする場合は、<u>終業時刻より15分間の休憩後とし、その間に速やかに私用を済ませ効率的に残務を処理する。</u></p> <p>(勤務時間等の変更)</p> <p>第14条 業務上の都合によって、始業、終業時刻を変更することがある。</p>
<p>(時間外勤務)</p> <p>第17条 業務の都合により、第12条の所定労働時間を超え、または第18条の所定休日に労働させることがある。</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>育児・介護のための時間外勤務の制限については別に定める</u></p>	<p>(時間外勤務)</p> <p>第17条 業務の都合により、第12条の所定労働時間を超え、または第18条の所定休日に労働させることがある。</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育または家族の介護をしている職員から請求があった場合には、時間外勤務は1ヶ月24時間、1年150時間以内とする。</u></p>
<p>第4節 休業等</p> <p>(産前産後・育児・介護休業及び育児時間等)</p> <p>第29条 産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性職員が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。</p> <p>2～5略</p> <p>6 <u>生後1年未満の子を育てる女性職員は、あらかじめ申し出て、休憩時間のほかに1日2回、各30分の育児時間を受けることができる。</u></p> <p>7 <u>育児時間の給与については、通常の勤務をしたものとみなす。</u></p>	<p>第4節 休業</p> <p>第29条 産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性職員が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。</p> <p>2～5略</p>
<p>附 則</p> <p>本規則は、令和5年3月22日に改正、令和5年4月1日から施行。</p>	

給与規程（時間外及び休日手当）に関する内規の一部改定について

1. 改定の理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による、改正後の労働基準法が施行されることにより、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の上げが、2023 年 4 月 1 日から中小企業にも適用される為。

始業時刻前の時間外勤務について定める

2. 改定時期

令和 5 年 4 月 1 日 改正、実施

3. 新旧対照表

新	旧
<p>1. 時間外および休日手当の支給額の算出については、次の計算による。</p> <p>(1) 時間外手当（勤務 1 時間につき）</p> <p><u>①法定休日以外の労働に対する割増賃金</u></p> <p>ア) 法定外労働時間が 1 ヶ月 60 時間以下の部分に対する割増賃金</p> <p><u>基本給 ÷ 1 年間に於ける 1 ヶ月平均所定労働時間 × 1. 25</u></p> <p><u>※勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 1. 5</u></p> <p>イ) 法定外労働時間が 1 ヶ月 60 時間を超える部分に対する割増賃金</p> <p><u>基本給 ÷ 1 年間に於ける 1 ヶ月平均所定労働時間 × 1. 5</u></p> <p><u>※勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 1. 75</u></p> <p><u>②法定休日の労働に対する割増賃金</u></p> <p><u>基本給 ÷ 1 年間に於ける 1 ヶ月平均所定労働時間 × 1. 35</u></p> <p><u>※勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 1. 6</u></p> <p>(2) ~ (4) 略</p>	<p>1. 時間外及び休日手当の支給額の算出については、次の計算による。</p> <p>(1) 時間外手当（勤務 1 時間につき）</p> <p><u>基本給 ÷ 1 年間に於ける 1 ヶ月平均所定労働時間 × 1. 25</u></p> <p><u>※勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 150（法定休日の場合は 100 分の 160）とする。</u></p> <p>(2) ~ (4) 略</p>
<p>2. 時間外勤務の取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平日の時間外勤務の適用（命令）時間は、原則として <u>午前 5 時より午前 8 時 30 分まで、および午後 5 時 45 分より、午後 9 時までとする。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>2. 時間外勤務の取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平日の時間外勤務の適用（命令）時間は、原則として <u>午後 5 時 45 分より、午後 9 時までとする。</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>附 則</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日改正、実施</p>	

議案第7号

育児・介護休業等に関する規程の制定について

1. 制定・廃止の理由

2022年4月1日ならびに10月1日から、男女とも仕事と育児を両立できるように、出生時育児休業制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われた。

これに対応する為、現在のある下記規程を廃止し、一つにまとめた育児・介護休業等に関する規程を制定する。

廃止する規程

育児休業等に関する規程

介護休業等に関する規程

子の看護休暇に関する規程

介護休暇に関する規程

制定する規程

育児・介護休業等に関する規程

2. 制定・廃止の時期

令和5年4月1日

育児・介護休業等に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、蒲郡商工会議所（以下「商工会議所」という）の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

第1節 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項または第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入所1年未満の職員

(2) 申出の日から1年以内（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業または出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間および出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(イ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(ロ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第1項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(イ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(ロ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第4項または第5項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

（育児休業の申出の手続等）

第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳および1歳6カ月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書を商工会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別な事情がある場合

- 3 第2条第4項または第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
- (1) 第2条第4項または第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合
 - (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより第2条第4項または第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
- 4 第2条第6項または第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
- (1) 第2条第6項または第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合
 - (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより第2条第6項または第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
- 5 商工会議所は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下 この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に商工会議所に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

- 第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を商工会議所に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項または第5項および第6項または第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項または第5項および第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項または第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができる。
- 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

- 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書

に記載された期間とする。

2 育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、育児休業期間変更申出書で商工会議所に育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでおよび1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業期間変更取扱通知書を交付する。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項または第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日、第2条第6項または第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日）

(3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

6 前項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第2節 出生時育児休業

（出生時育児休業の対象者）

第6条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子の出生日または出産予

定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入所1年未満の職員

(2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(出生時育児休業の申出の手続等)

第7条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を商工会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

3 商工会議所は、出生時育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者(以下この章において「出生時育休申出者」という。)に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に商工会議所に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第8条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を商工会議所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書で商工会議所に出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
- 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業期間変更取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 子の誕生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合
子の誕生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日
 - (3) 子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合
子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日
 - (4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業期間が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。

（出生時育児休業中の就業）

- 第9条の2 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに商工会議所に提出すること。なお、1週間で切っても休業前日までは提出を受け付ける。
- 2 商工会議所は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した職員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を商工会議所に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。商工会議所と職員の双方が就業日等に合意したときは、商工会議所は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。

- 3 出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。
 - (1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（一日未満の端数切り捨て）
 - (2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下
 - (3) 出生時育児休業開始予定日または出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間
- 4 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに商工会議所に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、商工会議所は速やかに申出が撤回されたことを通知する。
- 5 本条第2項で同意した就業日等を全部または一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業前日までに商工会議所に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部または一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
 - (1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
 - (2) 配偶者が負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
 - (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
 - (4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

- 第10条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規程に定めるところにより介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という）から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。
- 2 第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
 - (1) 入所1年未満の職員
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹または孫

(6) 上記以外の家族で商工会議所が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

第11条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を商工会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につきのべ93日まで3回を上限とする。ただし、第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 商工会議所は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 介護休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回等)

第12条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を商工会議所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

3 同一対象家族について介護休業の申出を2回連続して撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合について商工会議所がこれを適当と認めた場合には、2回を超えて申し出ることができるものとする。

4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第13条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2 介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始

予定日の指定を行うことができる。

- 3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに商工会議所に申出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業期間変更取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日（本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または新たな介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または新たな介護休業の開始日の前日
- 6 前項（1）の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

（子の看護休暇）

- 第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。
 - (1) 入所6か月未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。
 - 4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に商工会議所に提出することにより申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は、休暇当日の始業時刻までに連絡し、休暇取得後は速やかに子の看護休暇申出書を商工会議所に提出しなければならない。

- 5 給与については、看護休暇取得日は、通常の勤務をしたものとみなす。
- 6 定期昇給ならびに退職金の算定にあたっては、看護休暇は通常の勤務をしたものとみなす。

第5章 介護休暇

(介護休暇)

- 第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。
 - (1) 入所6か月未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。
 - 4 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に商工会議所に提出することにより申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は、休暇当日の始業時刻までに連絡し、休暇取得後は速やかに介護休暇申出書を商工会議所に提出しなければならない。
 - 5 給与については、介護休暇取得日は、通常の勤務をしたものとみなす。
 - 6 定期昇給ならびに退職金の算定にあたっては、介護休暇は通常の勤務をしたものとみなす。

第6章 所定外労働の制限

(育児・介護のための所定外労働の制限)

- 第16条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 入所1年未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条におい

て「制限開始予定日」という。) および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書を商工会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 商工会議所は、所定外労働制限申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に商工会議所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合または家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
 - (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 前項(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

(育児・介護のための時間外労働の制限)

- 第17条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 入所1年未満の職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条におい

て「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を商工会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 商工会議所は、時間外労働制限申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に商工会議所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 前項(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

(育児・介護のための深夜業の制限)

第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 入所1年未満の職員
 - (3) 申出に係る子または家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

- (イ) 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
 - (ロ) 心身の状況が申出に係る子の保育または家族の介護をすることができる者であること。
 - (ハ) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。
- (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - (5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を商工会議所に提出するものとする。
- 4 商工会議所は、深夜業制限申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に商工会議所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 前項（1）の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

（育児短時間勤務）

第19条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を、

午前8時40分から午後15時30分まで（休憩は正午から50分間）の6時間とすることができる。

（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）

2 前項にかかわらず、所定労働時間は本人が希望し商工会議所が認めた場合に短縮または延長することがある。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

（1）日雇職員

（2）1日の所定労働時間が6時間以下である職員

（3）労使協定によって除外された次の職員

（イ）入所1年未満の職員

（ロ）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

4 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により商工会議所に申出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項および第4条第3項を除く。）を準用する。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

6 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

7 定期昇給ならびに退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（介護短時間勤務）

第20条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申出ることにより、対象家族1人あたり短時間勤務利用開始から連続する3年間で2回まで、所定労働時間を午前8時40分から午後15時30分まで（うち休憩時間は、50分とする。）の6時間とすることができる。

2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合、始業終業の時刻および休憩時間は、本人の希望を聴いた上で商工会議所が個別に決定する。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

（1）日雇職員

（2）労使協定によって除外された次の職員

（イ）入所1年未満の職員

（ロ）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

4 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申

出書により商工会議所に申出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条までの規定を準用する。

- 5 制度の適用を受ける間の賃金については、基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。
- 6 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 7 定期昇給ならびに退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児・介護休業中の取扱い等

(給与等の取扱い)

第21条 育児・介護休業の期間については、給与は支給しない。

- 2 賞与については、算定期間中に育児・介護休業した期間が含まれる場合は、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は育児・介護休業期間中は行わないものとし、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定に当っては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を算定する。

(休業期間中の社会保険料の取扱い)

第22条 育児休業により賃金が支払われない月における社会保険の被保険者負担分は社会保険料の免除申請を行い、保険料免除を受けるときはそれに従うものとする。

- 2 商工会議所は介護休業により賃金が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分を職員に請求するものとし、職員は商工会議所が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得および職場復帰支援)

第23条 会議所は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得および職場復帰を支援するために、以下(1)の措置を実施する。また、育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、(2)の措置を実施する。

(1) 当該職員に個別に育児休業に関する制度等(育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱いなど)の周知および制度利用の意向確認を実施する。

(2) 育児休業(出生時育児休業含む)に関する相談体制を整備する。

(復職後の勤務)

第24条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合および組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署および職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1か月前または介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第25条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止)

第26条 すべての職員は第2章～第9章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、商工会議所は厳正に対処する。

(法令との関係)

第27条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(附 則)

1. 本規則は、令和5年4月1日から施行。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

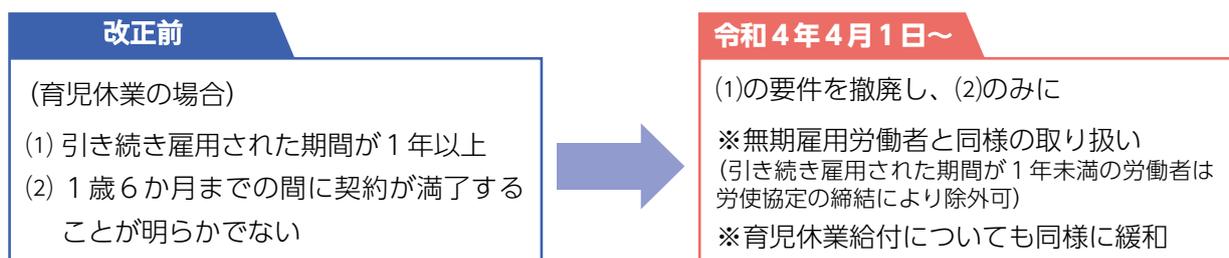
※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう



3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{※1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 ^{※2} で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 ^{※3}	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間	6時間 休	休	休 4時間	休	6時間 休

産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000986158.pdf>



5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

①男性の育児休業取得促進セミナー <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



①

■両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業育児・介護休業等推進支援事業 <https://ikuji-kaigo.com/>



②

■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



③



④

■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えます。

⑤両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



⑤

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

議案第8号

新入会員について

(令和5年1月19日～令和5年3月13日)

	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	ふじたぼーりんぐこうぎょう 藤田ボーリング工業(株)	ふじた かつのり 藤田 克典	三谷北通5-62	管工事業、さく井工事業、水道施設工事業 蒲郡市上下水道指定工事店
2	まてりあるでざいん (同)マテリアルデザイン	とよだ みちひろ 豊田 充潤	三谷町八舗81-1	鑄造コンサルタント、鑄造設備の販売
3	のまど 野窓	よしみ あゆみ 吉見 あゆみ	一色町下郷5	焼菓子、軽食、弁当の販売(テイクアウト)、イートインにて軽食、喫茶
4	すくーあいいー みかわみやえきまえこう スクールIE 三河三谷駅前校	こかい もりあき 古海 盛昭	三谷北通1-79-2	小学生・中学生・高校生を対象とする学習指導塾

下記の4件(令和4年10月21日～令和5年1月18日)につきましては、令和5年1月24日の常議員会にて承認されましたことをご報告致します。

	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	ときがらでざいん Tokigara Design	いないし かつひと 稲石 勝人	愛知県岡崎市上地3-8-16 アネックスマンション301	デザインコンサルティング、デザイン制作、Web制作、Webコンサルティング、広告・企画、デザイン経営セミナー、講演、ECサイト制作
2	とよたれんたりーすあいちがまごおりてん (株)トヨタレンタリース愛知蒲郡店	かわい のりゆき 河合 則行	竹谷町蟹洗1-3	レンタカー
3	ぶらぶろ (株)ブラプロ	いずみたに みつり 泉谷 光範	形原町前田34-8	ブライダル(結婚相談所)・派遣業
4	のがわばいせんじょ ノガワ焙煎所	おおた たかゆき 太田 貴之	竹谷町野川32-3	コーヒー生豆を仕入れ、焙煎し、ネット・出店・卸で販売

議案第9号

常議員1名補充選任について

R 5 . 3 . 2 2

退 任

サーラE&L東三河株式会社
サーラプラザ蒲郡

前蒲郡エリア統括

おおたに しげお
大谷 重雄 氏

候補者

サーラE&L東三河株式会社
サーラプラザ蒲郡

蒲郡エリア統括

やまだ かずと
山田 一人 氏